



News Letter

相続のお役立ち情報もりだくさん！

法律事務所に少し“堅い”イメージを持っていませんか？豊前総合法律事務所の弁護士はいつも真剣そのもの！でも、弁護士はとても身近で気兼ねなく頼っていただける存在です。本号では、知っておくと役に立つ知識はもちろん、勉強会の案内、おすすめ情報など、情報もりだくさんでお届けします！

目次

- P1 「ニュースレターの発刊にあたって～所長・弁護士西村幸太郎挨拶～」
- P2 「法改正情報 ～相続財産国庫帰属法が施行されます～」
「最近多い相続関係のご相談」
- P3 「書評」「セミナー・勉強会のお知らせ」
- P4 「エンディングノートの意義と活用術～1いまをよりよく、自分らしく～」
「スタッフからもひとこと」

ニュースレターの発刊にあたって ～ 所長・弁護士西村幸太郎 挨拶 ～



みなさまこんにちは。豊前総合法律事務所の弁護士西村幸太郎です。

40年以上にわたって弁護士がいなかった豊築地域に「骨をうずめる覚悟」で赴任してきて7年になります。この地域に定着し、おかげさまで、ますます事務所は発展しています。スタッフも増員し、今後ますますのサービス強化にご期待いただきたいところです。

さて、当事務所は、最高峰の地域密着型法律事務所を目指して、日々努力を重ねておりますが、それでは「地域密着型のサービスとは何か」を考えたとき、地域の方に必ず降りかかる問題に適切に対応できることは必須であると考えております。そして、願わくば、事前に問題が生じないよう適切な対応していくべきであり、これができる力を蓄えていく必要があると考えています。人は人である以上、いつか必ず亡くなります。そして、人が亡くなれば、そこには必ず相続が発生するわけです。この「相続」分野、そして「生前対策」の分野は、当事務所が必然的に注力して取り組む必要のある分野だと、強い確信をもって、事務所一丸となり取り組んでいるところです。

より広く、いわゆる「終活」に取組み、「笑顔相続」（注：一般社団法人相続診断協会が提唱する相続の在り方。）を目指す。そのような想いをもち、日々、活動を重ねているところです。

こうした分野に関する情報発信の一環として、以前から、ニュースレターの発刊を構想しておりましたが、ようやく実現に至りました。これから、不定期に、有益な情報提供と、セミナー等の告知も兼ねて、レターをお届けいたしたいと思っております。どうぞよろしくお願いたします。

法改正情報 ～相続財産国庫帰属法が施行されます～

相続土地国庫帰属制度が、2023年4月27日に施行されました。

相続土地国庫帰属制度は、相続又は遺贈によって宅地や田畑、森林などの土地の所有権を相続した人が、一定の要件を満たした場合に、土地を手放して国に引き渡す（国庫に帰属させる）ことができる新しい制度です。

これまで、相続財産のなかに、あまりほしくない土地があったとしても、遺産分割で自分で取得して活用するか、他の誰かが取得するか、相続放棄するか、などの選択を迫られていました。相続放棄には期限がありますし、他にほしい財産があったとしてもそれももらえなくなってしまいます。だれもほしくないような土地の場合、その処理だけで遺産分割が紛糾することも。そういった現状を踏まえ、打開策として考えられた制度と言ってよいでしょう。

気になる要件ですが、以下のように公表されています（詳しくは政府広報オンラインなどご確認ください。）。

【NG】

- ・建物がある土地
- ・担保権や使用収益権が設定されている土地
- ・他人の利用が予定されている土地
- ・特定の有害物質によって土壤汚染されている土地
- ・境界が明らかでない土地・所有権の存否や範囲について争いがある土地

【NGになるかも】

- ・一定の勾配・高さの崖があって、管理に過大な費用・労力がかかる土地
- ・土地の管理・処分を阻害する有体物が地上にある土地
- ・土地の管理・処分のために、除去しなければいけない有体物が地下にある土地
- ・隣接する土地の所有者等との争訟によらなければ管理・処分ができない土地
- ・その他、通常の管理・処分に当たって過大な費用・労力がかかる土地

こうしてみると、要は、**管理しやすい土地だけ献上してね、という部分もあって、この制度ができたから万事解決！というわけにもいかないようです。真に処理に困る相続不動産については、引き続き検討が必要ですね。**

また、気になる費用ですが、1筆の土地あたり1万4000円の審査料がかかるようです。法務局の審査を経て承認されると、1筆20万円を基本とする負担金が発生するようです（面積に応じた扱いもあるようです）。具体的には事案ごとに違いますから、都度確認が必要ですね。

新しい制度ですので、今後の活用実績等についても見守っていきたいと思います。ぜひ、うまく活用できていけるとよいですね

最近多い相続関係のご相談

- 1 相続人の何人かが話し合いに応じてくれない
- 2 遺産の中にだれも欲しくない空き家がある
- 3 故人が借金を抱えてたみたいで、私も督促を受けないか怖い
- 4 遺産に含まれる不動産のなかに、謎の「仮差押え」「仮処分」といった記載がある
- 5 あの人には遺産を渡したくないがどうしたらよいか



みなさん、「弁護士が介入した」と聞いたら、どう思いますか。多くの人は、「よほど揉めているんだな」「大変な相続だな」という感想を抱くのではないのでしょうか。残念ながら、私もそのような空気を感じており、「弁護士が介入した」と聞いただけで、「弁護士が連絡してくるとは何事か」とお怒りの電話をいただくこともございます。しかし、一般的な感覚で言う「揉めている」という状況がなくとも、弁護士が必要な場合はあるのです。

裁判外での遺産分割協議は、全員の合意が必要なものであり、具体的には、「遺産分割協議書」を作成し、全員が実印を押印し、印鑑証明書を提出する、などということが求められます。不動産登記などでは、こういったステップを踏まないと、登記の名義変更ができません。多くの事案では、自宅不動産の相続が問題になりますが、たとえ1人でも協議に応じない人がいたり、連絡がつかない人がいたり、印鑑証明書を取得できない人がいたりすると、協議での解決が難しくなるのです。そこで、裁判所の力を借りて、遺産分割調停・審判という形での解決を模索することになるわけで、弁護士が必要になることもあるわけです。

高齢の方が、特に使うことがないからとして、印鑑登録をしていなかったところ、体が悪くなり外出できない状況で、印鑑証明書の提出を求められてきて困った、というような事案も何度も経験しています。「揉めている」わけではなくとも、手続上、やむを得ず裁判所の力を借りる必要があるときもあるのです（「1」の問題）。

いわゆる「負」動産をどうするかというのも悩ましい問題です。時効取得や遺産分割調停・審判で粘り強く対応する場合もありますが、解決の糸口をつかめないことしばしば。相続財産国庫帰属法も、どこまで有効活用されるか、現時点では未知数です（「2」の問題）。

借金を避けるために相続放棄を検討したり（「3」の問題）、さまざまな対応をしておりますが、お困りごとがございましたら、ぜひお気軽にご相談ください。

書評

和田秀樹著「80歳の壁」（幻冬舎新書）

高齢者専門の精神科医として、30年以上にわたり高齢者医療の現場に携わってきた著者の新刊です。新書なのでスラスラ読めます。令和4年末に、岸田首相が購入したことも、ちょっとしたニュースになりました。

本書では、「80歳を超えた人は高齢者ではなく『幸齢者』」と、これまで頑張って生きてきた方々に、もっと明るくて希望の持てる呼び方にすべきと提案しています。そして、自身の経験を活かして、幸せな晩年を過ごすためのコツを、ときに大胆に提案してくださっています。最後には幸齢者に向けた「残存能力を活かすヒント」を50首順カルタにまとめてしめくくっており、まさに幸齢者必見の一冊です。

き…記憶力は年齢ではなく、使わないから落ちる
く…薬を見直そう。我慢して飲む必要はない
け…血糖、血圧は下げなくていい
し…自動車の運転免許は返納しなくていい
せ…性的な欲もあって当然。恥ずかしがらなくていい
た…食べたいものは食べてよし。小太りぐらいがちょうどいい
と…闘病より共病。「在宅看取り」の選択もあり
な…「なんとかなるさ」は幸齢者の魔法の言葉
わ…笑う門には福来る



いかがでしょうか。なかには「えっ?!」と思うようなものもあるかもしれません。その真意は、ぜひ書籍をお読みください。

このなかから1つだけ。私がこのなかで「えっ?!」と思ったのは、「し」の自動車免許返納のお話です。仕事柄、事故のニュース等も目に入ることが多く、漠然と、命を守るために仕方がない面もあるのかなあなどと思っていました。しかし、命を守る立場のはずのお医者様が、このような提言をしていることに驚きました。

運転する自信がなくなったのなら、クルマを運転しなければいいだけの話で、運転免許を返納する必要はない。なぜ、幸齢者の「できること」を自ら放棄してしまうのか。持っている能力はキープし続ける。できることは放棄しない。80歳の壁を超えるには必要なことだ。20歳の大学生が遊びで乗り回している高級外車で高速道路を暴走し、他人を事故死させたことは大きなニュースにならず、80歳の男性が軽自動車で妻を病院に連れていくことは非難される。24歳未満の方が事故を起こす確率は高いのに。もしも認知機能検査を受けさせたいなら、全年齢のすべてのドライバーに受けさせるべきで、「高齢の人は認知機能が衰えているから運転は危ない」という決めつけはおかしい。本当にすべきは、「免許の返納」ではなく、「もっと自動運転装置の精度を上げて、一日も早く安心できる暮らしを実現してよ」ということだ……。

みなさんは、このような考え方をどう思いますか。なるほど、と思うか、そうはいつでもやはり高齢ドライバーは典型的に危険が大きいと思われるか。本書は、「80歳」をターニングポイントとした、人生への向き合い方を考え直すきっかけを与えてくれることでしよう。

セミナー・勉強会のお知らせ

日時：2023年5月20日（土）午前10時30分～

場所：イオンモール三光2階イオンホール

題目：「一度は聞いておきたい 終活/相続・遺言セミナー」

主催：豊前総合法律事務所

費用：無料

ご予約が必要ですので、参加希望者は当事務所までご一報ください。

日時：2023年6月20日（火）午後6時30分～午後8時30分

方法：Zoom開催

題目：【遺言】遺言書の種類と役割

主催：一般社団法人終活カウンセラー協会

費用：有料

ご興味がおありの方は、下記URLまたはQRコードより終活カウンセラー協会の勉強会ページの内容を確認し、エントリーしていただければと思います。 <https://www.shukatsu-csl.jp/study/404?hslang=ja>

日時：2023年8月19日（土）（仮）《現時点では変更もあり得ます。》

内容：終活カウンセラー協会2級検定

主催：一般社団法人終活カウンセラー協会

費用：有料

協会主催の検定を、初めて大分県中津市に誘致します。もちろん私もお話しさせていただく予定です。終活にのぞむための知識・マインドを、最低限の内容ながら網羅的に学べる検定になっています。ぜひふるってご参加ください。詳細が決まりましたら追ってご連絡を差し上げます。



QRコードより
エントリー
いただけます。



エンディングノートの意義と活用術

～1 いまをよりよく、自分らしく～

ニュースレターごとに、終活といえば真っ先に思い浮かぶ「エンディングノート」の意義や、私なりのエンディングノートの活用について、少しずつお話しさせていただきます。

まずは、そもそも、何のためにエンディングノートを書くのか。

目的があいまいだと、ちょっと面倒になったら億劫になって、ノートの活用から離れてしまいますよね。私は、「『いま』をイキイキと、悔いなく生きるため」に書くものだ、と思っています。もっといえば、行きつくところ、「幸せになるため」「幸せに生きるため」「悔いのない人生を全うするため」だと思います。死に支度ではなく、生き支度。この点のマインドセットがなされないと、場合によっては、楽しいはずのエンディングノートが、苦行になってしまうかもしれません。

人々の「死」に対する考え方が変わりつつあります。これまで、死後の話をするだけで、「私に死ねと言っているのか。」「縁起でもない。」などと言われていました。私も親族から言われたことがあります。今でも、そのようにおっしゃる方もたくさんおられます。それが悪いわけではありません。しかし、たとえば、2011年3月11日。東日本大震災は、人々の「死」に対する考え方を、根本から覆したと思います。私は当時大学院に在籍し、司法試験にチャレンジしようとしていたところでした。そんななか、さっきまで元気だった何千、何万人の方が一瞬で命を落とすという惨状を目の当たりにしました。映像技術、携帯電話、インターネットなどの普及で、さまざまな現地の様子が映し出されました。私の脳裏にも焼き付いています。遠い未来のことだと思っていた「死」は、いつ起こってもおかしくない自分事として、人々の意識に深く深く入り込みました。同じ年に私も所属する終活カウンセラー協会が設立され、翌2012年に「終活」が流行語大賞トップ10入りしたのも、偶然ではないでしょう。

いま、いつ亡くなくても、「悔いのない人生だった」「伝えるべきことは伝えた」「遺すべきものを遺した」と言える人がどれほどいるのでしょうか。人は、1人の例外なく、いつか必ず亡くなります。いつ、どんな理由で亡くなるかもわかりません。エンディングノートは、人生の締切を意識することで、いま、限りある命を輝かせる、大切なツールです。小手先ではなく、「いまを精一杯、自分らしく生きたい」「いつ死んでも悔いなくしたい」「遺される者を安心させたい」という強い想いをもって取り組めば、きっと、とても楽しく、自分の人生を見つめ直す機会を得られるものと確信しています。ぜひ、みなさん、取り組んでみてください。

今回は、どんなエンディングノートを選んで、どんな項目を活用していただきたいかについてお話ししたいと思います。



スタッフからもひとこと



スタッフの伊藤莉可子と申します。

終活といえばエンディングノートということで、私も書きながら、今までの思い出を振り返る良い機会になりました。

まだ空白のままの項目もありますが、空白を埋めれるようにもっと人生を楽しもう、と前向きな気持ちにもなれます。

皆様もぜひ、まずはエンディングノートから、終活に興味を持っていただければ幸いです。

発行元：豊前総合法律事務所

〒828-0028 福岡県豊前市青豊19-14スペースI

TEL：0979-53-9106 FAX：0979-53-9107